

昭和五年二月〇日第三種郵便物認可する。本重要である。

発行所＝社会通信社　発行人＝滝野　忠

振替＝東京0-158431 労金＝東京労金本店 No. 50234

卷頭言

# 反動勢力を利する「北方領土」四島返還論

## 経営参加と中期経済政策第二部草案

「参加」路線が第一部（総論）にも導入..... 9

# 社会党の中期経済政策（案）

## 五、不況・赤字攻撃に抗して

## 六 賃金要求と賃金闘争について

## ——その組織化の一総括——

□ 投稿 □

第一回護憲大会に出席して一)

第一回讀書大会に出場して  
（一）

■号外・好評発売中■

## 社会党「百万党建設の基本構想」批判

定価 四〇〇円

# 旬刊社会通信社

NO.40 一九七八年十二月十一日

一九七八年十二月十一日發行  
(每月一日・二日・三日三回發行)

## ■ 卷頭言 ■

# 反動勢力を利する「北方領土」四島返還論

1978年12月11日発行

新聞の報道によると、日本社会党の「安保・自衛隊等対策特別委員会（矢山有作委員長）」は、十一月十六日の同党中央執行委員会に「多極化時代の非武装・和平中立と日本の平和保障政策」と題する特別委案を提出したが、そのなかには「北方領土の四島返還要求論」が含まれているという（『朝日』十一月十七日）。これは、一九六一年十月八日の中執で決定された日本社会党の従来の方針「この情勢下で、日ソ関係を安定させ、極東の国際緊張緩和に貢献する唯一の現実の方策は、第一段の措置としてハボマイ・シコタン返還を条件に、日ソ平和友好条約の締結に努力することであり、さらに安保体制を解消する努力の中で本来の領土である千島返還の実現を図ることだ」の重大な変更であり、すでに同党の「日ソ問題特別委員会」の川村清一委員長らから「二島返還論を変える必要はない」との意見書が出されているという。

新聞は「四島返還論」が出てきた背景を解説して「中国首脳の日米安保是認や自衛隊增强支持発言で苦境に立たされた親中国、反協会派が来年一月の党大会をにらんで親ソ派、社会主義協会に対し先制攻撃に出たというわけだ。また、国境問題でソ連と鋭く対立している中国からの強い働きかけが作用していると見る向きも親ソ派の中にある。四島返還論は親中派の旧佐々木派を中心以前からあり、これまでにも折にふれて表面化していた。特別委員長の矢山氏は旧佐々木派」（『朝日』十一月十八日）とのべている。もし、これが事実だとすれば日本社会党的ために憂慮にたえないことである。

むろん、政党の方針は一定不变のものではない。しかし、日本社会党は労働者階級の党である。独占資本の党である自民党と敵対している党である。したがって、いかなる場合にも、この基本的立場、労働者階級としての階級的立場いかえども、親ソ派の中にある。国民党勢力と敵対する立場をふみはずしてはならない。国際的には、この立場に立つということは、現代革命の三大勢力である社会主義世界体制、国際労働者階級、民族独立闘争の立場に立つということにはかならぬ。この三大革命勢力の团结強化の立場に立つことである。この点で日米などの帝国主義勢力・反動勢力と結んで反ソ・反社会主義統一戦線をつけりあげようとしている中国指導部は、明らかに社会主義の立場をふみはずしているといわざるをえない。これは親中とか親ソなどという問題でなく、社会主義の大義にかかわる問題である。

「北方領土」問題も、このような社会主義政党の基本的立場に立つならば、なぜこの時期に方針転換を行わねばならぬのか全く理解に苦しむ。それは客観的には独占・自民党、世界反動勢力に手を貸すものといわざるをえない。すでに党北海道本部などから批判が出ているようだが、党内民主主義を活用して、全党的に活発な論議を起し、党中央が誤りを犯さないよう、全党員が努力することが重要である。

（長井弘道）

## 経営参加と

### 中期経済政策第二部草案

1978年12月11日発行

「自主管理社会主義」をめざす大内力氏等によると、生産手段の所有権は移行させなくとも（労働者自らが生産手段の所有者にならずとも）、それを自分達のために管理することができるという。労働者が経営、管理する力を強めてゆくことによって、所有権は「眠りこませる」ことができるし、平和革命とはそれ以外にないという。そのためには、今から経営への「労働者参加」を積極的に進め、資本を経営、管理する力をつちかっていかなくてはならないという。「自主管理」という呪文は、不可能なことを可能にする力をもっているらしい。

昭和52年12月10日第三種郵便物認可

そのような見地から、中期経済政策第一部（第一次草案）には次のように書かれている。  
「第一に、企業の中においては労働者の参加と権限とが強められるべきはとうぜんであるが、当面は団体協約を拡充し、たんに狭い意味での労働条件や人員整理、配置転換にかんすることだけではなく、経営、生産、価格決定、公害防除等についても、労働者との協議を必要とする制度と慣行を樹立してゆくことが適當であろう。そのために必要な情報の提供が前提されることはいうまでもない。……必要に応じて、団体協約によって、決めるべき基本的事項を決定すべきである。状況がいっそう進んだところでは、階級的立場を堅持した新しい共同決定方式を導入することを検討する」（月刊『社会党』臨時増刊、第四二回定期大会特集、100頁）

しかしここでは「当面は」とか「必要に応じて」とか「状況がいっそう進んだところでは」、などと抽象的に述べられていて、いったいどのような条件のもとでそうすべきであるかさえ少しも明らかにされていない（新たな第一部では、第二部にそつて書きかえられたが）。

#### 二

第二部（各論）においては、今日の経営参加の本質と実態が解明され、積極的な意義をもつための条件が具体的に明らかにされなくてはならないはずである。各論の草案は、政策審議会の各基本政策委員会で討議され、策定されることになっていたといわれている。労働者にかかる政策については、労働政策委員会において、数回の討議をつみ重ねて、案が策定されたといわれている。

その『労働者のための政策（案）』では、「経営参加について」という項がおかれ、次のように述べられている。

1978年12月11日発行

「最近、経営参加に関する論議が活発になっており、その問題点を解明して展望を明らかにすることが必要になっている。……」

政府や日経連の所得政策の基盤づくり工作としては、『労組エゴ』宣伝、産労懇、社会経済国民会議などの自称中立的研究機関・会議の設置、六〇年代以来一貫して資本側により追求された労使協議制の導入、七四年以降次々と諸団体（注一）によりなされた経営参加の提言があげられる。労働省の『労使コミュニケーション調査』によれば、昭和五十二年七月現在、従業員五千人以上の民間大企業では、労使協議機関の設置率は九二・六%に達している。これらの労使協議制、経営参加の実態をみると、企業による労務管理の先取り的要素がきわめて濃厚である。

本来、経済学的には、経営機能とは労働者の搾取機能であり、資本にとってのよりよい経営とは、労働者からより多くを搾取する経営であるからには、『労働者の経営参加』という概念自体が矛盾したものである。しかも今日の日本においては、法制度的にも、商法、会社法の企業維持の原則（これを根本的に改正することは、自民党政府のもとでは難攻不落である）、就業規則等における『企業秘密擁護』の原則があり、この土俵の上での経営参加は、労働者の労働者としての利益と権利とを否定することになりかねない。当初は労働者の代表として参加するつもりであっても、この法制度のもとで労働者の代表の立場をつらぬくことは事実上不可能である。

そのうえ日本の労働組合は企業別労働組合であるために、企業帰属意識からの完全な脱皮が困難であるという事実も、労使協調においてはことのない、労働者にとって有利な経営参加を不可能にしている。

今日の労働運動においては、団結権・ストライキ権に基づく職場闘争にうらうらされた団交権・交渉力の拡大強化こそが必要になっている。これによってはじめて、よりよい協約の締結とその実行も可能になるのであって、労使協議制の延長上にある労働者の経営参加は、逆にその肝心な団結権・団交権・職場闘争を縮小し弱めることになりかねない。これでは労資協調に流されるばかりか、団結権・団交権を縮小して憲法を軽んずることになつては、憲法を守る力も生まれない。

現在の経営参加論は、基本的には、資本主義の深刻化した矛盾をとりつくろううえで、その責任を労働者階級に転嫁しようとするものであり、資本家階級（経営者を含む）の責任を労働者に負わせながら、あたかも労働者が経営権を分ちもつことができるかのような幻想を与えて、団結権・団交権、組合活動を弱め、『目標管理』等の巧みな労務管理を補強するものであるとともに、労働組合運動の階級的発展をつみとり、体制内運動へのとりこみをはかるものにほかならない。このことは、今日の労使協議制、経営参加の熱心な推進者が、ほかならぬ日本生産性本部であることからも明らかである。

日本生産性本部は一貫して、主に労使協議制の普及を通じて事実上の経営参加を進めて

きたが、経営参加のねらいと本質は、近年の不況の中であらわになっている。それが実施されているところでは、首切り、配転、採用停止による雇用縮小等々の資本主義的合理化が、労使協議制の場で“報告・説明”または“協議”された結果、さしたる争議になることなく、ほとんどが一方的に労働者の犠牲によって“解決”されている。ここ数年、同盟、中連、新産別の組合員数は減少するほどの首切り合理化が進められた（昭和四十九年と五十二年の組合員数をみると、総評は四四二万五、六〇〇人から四五三万四、七〇〇人になったのにたいし、同盟は二三三〇万人から二一九万六、四〇〇人へ、中連は一三七万九、八〇〇人から一三二一万三、〇〇〇人へ、新産別は七万一、三〇〇人から六万四、五〇〇人へ減少している）にもかかわらず、労使協議制の普及の効果が現れるとともに、例えば半日以上のストライキ件数が、昭和四十九年の五、一二〇〇件から、五十二年の一、七〇〇件へと、三分の一以下にまで激減して、労働組合はほとんど抵抗しないまま、労働者の一方的な犠牲を許してしまっているのである。そのようなところでは、合理化にかかる問題は、団体交渉事項から外され、労使協議制の付議事項とされ、“報告・説明”か“協議”で承認を強いられるようになってしまっており、団交権はほとんど春闘時の賃上げ確定だけに縮小されてしまっているのが実態である。また、自主的・積極的に労働を強化させるためのZD運動、目標管理などというかたちでの自主管理を進めるテコにされてしまっているのが実態である。

したがって、“労組エゴ”宣伝を打ち破り、中立的よそおいの研究機関・会議の反労働的性格を暴露するとともに、労使協議制・経営参加導入に反対することが、階級的労働運動を守り、発展させ、労働者の生活を守り向上させるうえで、不可欠の要件となっている。労働者が自分達の企業として、自ら経営し管理するためには、労働者はその企業の所有者（共有者）とならなくてはならない。生産手段の所有者（共有者）とならない限り、労働者は自らの肉体に宿る労働力を商品として売るほかなく、資本家によって買いつられた労働力商品の消費過程、つまり労働過程は、資本家に管理されるほかはないからである。事前協議制や監査役への参加が積極的な意義をもつたために、労働組合が企業帰属意識を脱皮すること、事前協議が整わなかつたら即座に団交にもどしてストライキを打てるような、強い力量をもつこと、労働条件はもとより経営全般について、労働組合や関係組合員の同意が必要であることが協約と法律に定められること、企業秘密擁護の原則が廃棄されることなどが不可欠である。そのためには自分達の政府をつくることも重要な条件である。

将来労資の力関係が決定的に変化し、反独占反自民の国民統一戦線が結成され、それに支えられた国民連合政府が実現して、法制度を大幅に改革するとともに、労働組合が自分達の政府と協力して、上からと下からとで独占資本を政治的に孤立化させることができることになり、新たな社会への飛躍が具体的な目標となる時にははじめて、積極的な意義

をもつた経営参加が、「民主的管理」や「労働者による統制」や「経営評議会」等々の具体的な形態をとって推進されるべきであろう。

(注一)

『経営参画についての提言』関西経営者協会、一九七四年七月

『経営参加の考え方』関西生産性本部、一九七四年一〇月

『新しい産業管理の体系をめざして』現代総合研究集団、一九七四年一〇月

『参加体制の実現のために』全日本労働総同盟、一九七五年一月

『労働組合もしくは労働者代表による経営問題について』社会経済国民会議、一九七五年一月

『全員参画経営』日本経営者団体連盟、一九七六年一月

『日本の労使協議制——その実態と課題』日本生産性本部、一九七六年三月

『経営参加のあり方』経済同友会、一九七六年五月

『労働者参加の実現のために』現代総合研究集団、一九七六年八月』。

### 三

ここにおいては、現在の経営参加の実態とその意味するところが明確にされている。将来どのような条件の出現によって、積極的な意義をもつようになるかも明らかにされていり」といってよい。

ところが、武藤政審会長・海野事務局次長のもとでまとめられた中期経済政策第二部（案）をみると、この『労働者のための政策（案）』は全体がほごにされ、経営参加についての項は、似ても似つかない推進論の文章におきかえられている。労働政策委員会で二カ月にわたって数回の論議をつみ重ねてつくられた案が、いとも簡単に全面的にほごにされかわりに一夜のうちに部外者によつて書かれたものが、かたちだけ「労働政策委員長案」とされて、第一部のなかにすえられたものであるといわれている。総評の意見をとりいれたとされているが、それは総評の幹事会にさえかけられていない個人的意見にすぎないものようである。中央集権・指令型官僚主義がお嫌いなはずの武藤氏、海野氏ら自主管理主義者は、なんと中央集権・指令的・官僚的であることか。民主主義をなんと簡単に破り棄つてことか。

このようにしてつくられた第二部においては、「住民・労働者参加の拡大」と題して、①国の行政レベル、②地域・自治体レベル、③産業レベル、④企業レベルの四つのレベルにおける「労働者参加」がすべて今から積極的に推進されるべきものであるとされている。とくに企業レベルでの経営参加に多くがさかれており、国労が経営参加への傾斜の危険を重視して「民主的規制」を労働組合や大会で否定し去っているにもかかわらず、逆にその内容を高く評価したり、医療の荒廃をくい止め、医療社会化を発展させるために「経営方針の

変更を求める」うえで経営参加が必要だなどと、すりかえの主張をおこなっている。しかし考えてみるとよい。国鉄の経営を変革したり、「医療社会化を发展させるために経営方針」を変えさせることができ、「経営参加」などで可能かどうかを。職場でのたたかいを基礎に、地域・自治体と国レベルでのたたかいを結合して、大きな政治闘争によりあげる以外に方法はないことを。またイギリスの「産業民主主義」報告、西ドイツの「新共同決定法」スウェーデンの「経営参加法」、などを積極的に評価して、わが中期経済政策のめざすところを暗示している。イギリスや西ドイツやスウェーデンで、これらのことことが実現したのは、まがりなりにも労働者的政府ができる、そのもとにおいてであった。それよりいって重大なことは、これらの「経営参加」が、社会主義革命という「戦略」目標を棄てたこれら社民主主義政党の、改良主義における「戦略的意味」をもつてているという事実である。

一方では、「今日の日本での経営参加問題に限定してみれば」として、「企業経営側からの労務管理政策による先取りということ」を認め、「労働者参加の拡大が、団体交渉機能の低下、あるいは労働組合の従業員組織化にならぬことはいうまでもない。今日、資本側が「経営参加」の名のもとに労使協議制の団体交渉に対する優位を説こうとしているのは、労働組合の団体交渉機能の縮小をめざすものであり、われわれの労働者参加拡大の一環としての経営参加と戦略的に正反対の方向にある」と述べている。ところがそれにつづいて「こうした危険性や問題点をもつてゐるため、これらの弱点を克服しつつ参加を拡大することがわれわれの戦略視点からきわめて重要な課題となつてゐる」と規定している。この筆者には自分の書いていることの意味さえわかつていられないらしい。そうでなければ夢を見ているのである。

#### 四

問題は、先に引用した『労働者のための政策』のなかに詳しく述べられているような、そしてここでも不十分ながら述べられているような「危険性や問題点」を、はたして「克服」できるかたちでの「経営参加」が、今日の条件で可能かどうかという点にある。現在の客観的条件と主体的条件のとどで、「悪い経営参加」だけでなく労働者階級のための「良い経営参加」も具体的にありうるのかという点にある。労働者の「経営参加」のかわりに、経営への「労働者参加」などと別な言葉におきかえてみても、子供じみたごまかしにすぎない。社会党の政策は言葉の遊びであつてはならない。『労働者のための政策』には、今日の条件のもとにおいては、残念ながら労働組合の「良い経営参加（労働者参加）」などありえないことが、実態の分析と理論的検討を通して明らかにされている。

「こうした危険性や問題点をもつてゐるため、これらの弱点を克服しつつ参加を拡大すること」がわれわれの戦略視点からきわめて重要な課題となつていて、当面、さきに指摘した四つのレベルの参加を發展させながら……」という考え方を忠実に実行するとすれば、

当然に、「第一は国の行政レベル」での姿勢として、今日の自民党政府への「労働者参加」が追求されねばならないはずである。この論理によると、行政権の集中している肝心な政府への「参加」をみあわせて、積極的な意義をたいしてもちえない「調査会」や「公聴会」への「参加」だけでお茶をにごすべき理由はないはずである。しかし「戦略視点からきわめて重要な課題となっている」はずの、「労働者参加」による保革連合政府については、ここでは少しもふれられていない。なんと不誠実で支離滅裂な方針であることか。

「現代の労働者のコントロールは、政治権力の民主化や国有化などの変革をまつてその後に着手するというのではなく、変革に先行して運動化され、変革の進行にともなって大きく発展するという弁証法的性格をもつ点が注目されなければならない」と書かれている。執筆者は、小学生のように資本主義を知らない。資本主義のままで、労働者が自分達のために企業を「コントロール」できるのであれば、社会主義革命の必要性も必然性もない。しかもここで「変革に先行して」とは、保守政権倒壊の直前や革命の前夜にという意味ではないであろう。今日がもし保守政権倒壊や革命の前夜であれば、五年や十年を対象とする「中期計画」に政権の「変革」が論じられないまま、「現自民党政権に対する政策批判」（中期経済政策第一部月刊『社会党』臨時増刊、八七頁）などと位置づけられるのは、あまりに不合理であり、貴重な党財政のなかから伝えられるように二千円もの費用を使うにしては、あまりに無意味だからである。

つまりこの執筆者によると、「変革」は何年も後のことであるが、「変革に先行して」、経営への「労働者参加」を今から「運動化」しなくてはならないというのである。「弁証法的性格」を説きながらこれほど弁証法の分らない文が、社会党の政策になつては、はづかしくはないだろうか。将来社会主義社会を実現してからの労働者は、自分達自身のために合理化の推進者となる。だからといって、今から労働者に合理化の推進者となつて、企業を管理し経営する力をつけよ、と主張したらおかしくはないか。

今日否定されるべきものが、将来一定の条件の出現によって、肯定されるべきものに転化する。今日肯定されるべきものも、明日は否定されるべきものに転化しうる。今日否定されるべき経営参加も、将来、客観的条件と主体的条件が成熟して革命的情勢のような高揚期を迎えるときは、「変革に先行」または並行して、労働者階級にとって肯定される有力な武器に転化しうる。重役への参加や労働者統制や、経営協議制などが意義ある獲得目標となりうるであろう。

将来は肯定されるべきであるからといって、その条件のない今日から「先行して運動化され」るべきだなどというのは、弁証法ではなく形而上学におちいっているのである。夢をみるのはやめて現実にたちかえってみよう。経営への「労働者参加」が進められている民間大手組合ほど、首切りに対してさえたたかえなくなっている。「希望退職」はおろか「指名解雇」に対してさえ、ストもうでなくなっている。日経連や日本生産性本部の

ねらいどうりに、職場に「安定帯」がつくられ、賃上げは物価上昇以下におさえられ、労働運動は低迷を強いられ、社会主義政党は発展の基礎をくずされて、自民党政府・独占資本は余裕しゃくしゃくと、体制的合理化を進め、軍事生産・軍備の拡大と有事立法の実現をはかるありさまである。

「労働者参加の拡大は、新たな民主主義の発展であると同時に、この視点からみると、きたるべき新たな体制への接近のプロセスとしても戦略的意味をもつものである」とされている。

しかし、このような条件のもとで、社会党と総評が、経営への「労働者参加」を肯定し、その推進をうちだすことは、「新たな民主主義の発展」や、「きたるべき新たな体制への接近のプロセス」となるどころか、たたかえない労働組合へのいっそうの右傾化を促進し、有事立法の成立、憲法の改悪を許す道に通じることにはしないであろうか。

社会党・総評が、国債の増発を肯定し、租税と各種保険料の労働者負担引上げを肯定し、「北方領土即時返還」を主張し、さらに今から企業経営への「労働者参加」を推進して、事実上民社・同盟と同じ路線へ転換することは、いったいどれを喜ばすでであろうか。独占資本からの歓迎は受けても、勤労国民の信頼を大きく失うことにならないであろうか。

## 「参加」路線が第一部（総論）にも導入

### ――社会党の中期経済政策（案）――

日本社会党は、このほど「中期経済政策」（案）をまとめ、一月一八日から三日間開かれる第四三回大会に提案される。われわれは第一部（総論）の『第一次試案』が作成されたとき、この『試案』の特徴は、第一に革命否定のなしくずし接近論であり、第二に悪質な歪曲による「社会主義像の転換」に他ならず、第三に大内力氏らの主張する分権化＝自主管理型社会主義の特徴は「参加」路線であると指摘した。

このたび作成された「中期経済政策」（案）は、残念ながらわれわれの指摘の正しさを証明することになっている。第一に、第二部（各論）での問題点である経営参加が具体化されるとともに、参加路線が第一部（総論）にも導入され、「参加」路線がよりいっそう明確化されることであり、第二に、こうして各論との関連で総論がさらに悪くなっていることである。つまり、自主管理社会主義とはなしくずし革命論であり、「参加」路線に他ならないことを、みずから証明していることである。くわしくは、本号掲載の「経営参加と中期経済政策第二部草案」をごらんいただきたい。

## ■階級的労働運動構築への労働者階級の任務③ ■

### 五、不況・赤字攻撃に抗して

#### 一、波止浜、富士製鋼のたたかい

七八年九月期の企業決算の基調は「減収・増益」だそうである。総売上げ額は減つても、利益は増えた、ということである。なぜか、ということは、本誌の読者には説明の必要もないであろう。首切り、配転、出向等々の人べらしをおこない、残った労働者には、諸権利剥奪、労働強化、連日の残業をおしつけ、さらに、下請け、系列企業を冷酷にしめあげたからである。

言いかえれば、大資本は労働者と中小・零細企業を犠牲にして、相変らずの暴利をむさぼっているのである。では、犠牲にされつゝある労働者階級の側はどうだろうか。残念ながら多くの労組が、敵の力におしまくられ、屈服してしまった。賃下げと首切りをのまれたのである。

だがそのなかで、必死で抵抗し、自らを守り抜いた仲間たちも少なくない。はじめのうちは、「たたかいすぎる」とかえって損をする」とみられていた闘争も、長期に粘り抜くうちに、資本からは「こんなに頑張られてはたまらん」と恐れられ、周囲の仲間たちからは「あの連中は立派だなあ」と評価されるようになっている。

そうした抵抗闘争の一つである、全造船波止浜分会のたたかいについては、すでにいろいろと報告されているが、ここでもう一度、その足あとをふりかえってみたい。波止浜造船の労組は、同盟の造船重機労連に属していた。いったんは、たたかう活動家が書記長と執行委員に選ばれたが、会社側の介入で昨年の夏に落選させられた。その後、次々と合理化攻撃をかけられ、ついに今年一月には、七〇〇名全員解雇の提案までだされた。そしてこの提案を、労組執行委員会は、のんびりしまった。

このとき、ほとんどの組合員が、打ちひしがれているときに、数名の仲間が立上り、会社側が要求した退職願の提出を拒否し、全造船波止浜分会を結成してたたかいを開始した。退職願提出の期限ぎりぎりの決起であったため、すでにほとんどの労働者が、だしてしまっていたが、心のなかで拍手を送る者、こっそりと激励に来る者も、少なくなかったそうである。

その後のたたかいについては、分会が作成したパンフレット『闘う団結こそ生命網』に、詳しく書かれているので、そちらを読んでいただきたい。八名の組合員であったが、全造船労組、地区労、県評、支援青年共闘をはじめ、全国の仲間の連帯と支援のもとで、頑張りぬいた結果、去る九月には、ついに全員の職場復帰を勝ちとったのである。

もう一つの例は、全国一般統一労組富士製鋼支部のたたかいである。こここの仲間たちは、二年八ヵ月もの長期にわたって、工場閉鎖・全員解雇の攻撃とたたかい続けた。アルバイトにかけ、靴、紙、花火などを売りながら、組合員と家族の生活を支え、そして文字どおり家族ぐるみの団結を固めながら、親会社や銀行との闘争を続けた。もちろん、全国一般労組、地区労、県評の仲間たちの支援をうけながら、苦しさに耐えぬいた。工場再開はできなかつたが、親会社である日本铸造に雇用の責任をとらせるという成果をあげた（詳しくは、全国一般統一労組富士製鋼支部発行の『鉄鋼独占を追及して』を）。

どちらの場合も、はじめから成算があつたわけではなかつた。たたかいの中核となつた指導者、活動家ですら、つねに不安がつきまとい、悩み、何度も投げだしたくなつた、と言つてゐる。たしかにそうであろう。資本主義の世の中で、資本家が「絶対にさせない」と言つてゐるものを見たかい取ろうというのだから、確実な見通しなど、あるわけはない。味方の団結だって、いつまで維持できるか、心配すればきりがないのである。

だが、この仲間たちは、最後まで崩れずに頑張つた。その力の源泉の一つは、いつでも自分たちの生活の実態、その背景について話しあい、資本への怒りを新たにしたことである。身体がボロボロになるまで働かされ、退職金もろくにださずに放りだされたことへの怒り、職場を去つてから就職をさがしたが、いい職場など見つかるはずもない不況の深刻さ、にもかかわらず、資本家は相変わらず豪勢に暮し、企業の再建（あるいは親会社の利潤追求）に着々と手がうたれていく。この現実をみつめるたびに、闘志がわいてきた、と仲間たちは語つてゐる。

もう一つの、力の源泉は、階級闘争の理論への確信、とりわけ、資本の搾取の仕組みを見抜き、労働者の生きる権利への主張に確信をもつたことである。労働者が「会社に雇つてもらつてはいる」という意識なら、たたかいなど、おこるはずがない。「バイ（利益）が大きくなつたら分配する」という労資協調の理論では、赤字になれば、要求すらだせなくなる。労働者を搾取し続け、利潤を蓄積することによって資本は肥え太つた、という事実を見抜いたとき、労働者階級のたたかいに、筋金が入る。倒産後の波止浜造船に残つた四〇〇億円の資産を、「オレたちがつくったものだ」といえるし、富士製鋼という会社はなくなつても日本铸造に対して「オレたちから搾り取つて儲けてきたんだから、責任をそれ」と自信を持つて主張できたのである。

生活の実態について話し合い、理論的に確信がもつても、たたかいが楽になるわけではない。どうやつても、たいへんな苦労を経験しなければならない。しかし、この二つのたたかい、またその他、各地で行なわれている同様のたたかいは、倒産という、最悪の事態のもとでも、たたかいぬくことによつて、労働者の生活は守れることを教えてゐる。

## 二、資本が「倒産→再建合理化」を

よく不況・赤字宣伝のもとで、たたかいはじめた仲間たちに「倒産したらどうする」という批判がされる。われわれも、倒産は避けられるものなら、避けたいと思う。労働者は、みんな、そう思ふのは、当然である。もちろん、資本家だって、そうだろうというのが、常識的な見方である。

ところが、常識に反して、場合によっては生産手段の所有者である資本家は、倒産を恐れないどころか、自らすんで、会社を倒産させるのである。「計画倒産」や「擬装倒産」がみえている場合だけでなく、社長が本物の涙を流して泣きだしたとしても、その後にいる銀行、親会社、大株主たちは、「これで合理化がやりやすくなる」と、腹のうちではほくそえんでいるかもしれないのだ。

よく誤解されることだが、「倒産」といっても、生産も販売も、できなくなるわけではない。ただ、経営状態が悪くなつて銀行から取引き停止をされることを「倒産」というにすぎない。工場も、労働者も残つていて当然、「再建」されるのである。その際に資本家は、首切り、賃下げを強行し（全員解雇、再雇用などの方法により）、以前よりはるかに大きく搾取できるような状態を、つくりだすのである。資本家の頭のなかでは、「倒産」という事態には、そうした「再建」の展望が、必ずついているのである。だから場合によつては、労働者の抵抗を排除しやすいように、自ら「倒産」にもちこむのである。

ただし、こうした乱暴な方法をとれば、資本家にとって、危険がともなう。大がかりな手術をするのと同じである。だから多くの資本家は、ここまでならないうちに（労働者を犠牲にして）、経営をたて直したい、と思っている。そこで、不況・赤字宣伝を強め、合理化をくり返すのである。資本家にとっては、赤字宣伝→首切り合理化と、倒産→「再建」合理化とは、本質的な違いはない。ただ後者のほうが、大がかりで荒っぽいというだけである。

ところが、労働者のはうは、なかなかそつは考えられない。「倒産を避けるためには、合理化をのむのはやむをえない」という見方が多い。倒産など、しそうもないような大企業でも、「企業間の競争に敗ければ、将来は吸収・合併も……」と心配してしまう。倒産のありえない公団、公社、地方自治体などでは「この職場は倒産がないのだから、多少の合理化は我慢しなければ」と考えてしまう労働者が多い。「大の虫を生かすには、小の虫が死んでもしょうがない」というわけである。そして結果として、倒産した場合と同じ水準まで、首を切られ、労働条件を切り下げるが、少なくない。

そのような実例の一つが、沖電機における指名解雇をめぐる、労働組合のたたかいである。電機労連のなかでは左派に属する沖電労組だが、資本の攻勢に圧倒されて、ついに指名解雇反対のスト権がたたず（大差で敗れた）に、戦術転換してしまった。指名解雇の前に、希望退職がおこなわれ、猛烈な“肩たたき”があつたのだが、すでにこの段階で事実上の指名（たたかう活動家排除）がなされていた。それに応じなかつた約三〇〇名に、解雇の指

名がされたのだが、残念ことに、大多数の労働者が、それに反対できなかったのである。

なぜか。多くの労働者は、ここで合理化をのめば、会社の経営がすこしでもよくなる、そうすればおまえの首は切られないですむと、説き聞かされているからである。その説得を信じていない仲間も、「抵抗してもムダだ」「ドロ沼闘争になって倒産でもしたら」と心配してしまった（そういう恫喝もなされた）のである。

しかし沖電資本は、そんなに甘いはずがない。すでに、品川工場の閉鎖を予定している。今回の指名解雇でうるさい活動家を排除すれば、合理化はやりたい放題となるからである。波止造の場合も、そうであつたし、どこの合理化もそうなるのである。資本は法則どおりに、そうするのである。

沖電の労働者も、やがてはこのことに気付き、「あのとき、もっとたたかっておけばよかった」と思うにちがいない。それまでの間は、抵抗する者はどうしても少数派になってしまう。しかし、少数であっても、民間の大手企業において、公然たる労働者の反抗が燃え上ったのは、画期的である。この炎をあげている仲間たちを、全国の労働者の連帯と支援によって、支えてゆかなければならぬ。

### 三、学習が武器を鍛える

不況・赤字宣伝が吹きあれるもとのたたかいは、労働者が遠慮して、「適当なところで矛を收めよう」と思っても、そうはならない。資本家のほうは、彼らが満足するまで、つまり、利潤を最大限に追求するのに適当なところまで、合理化、賃下げをおしつけなければ、手をゆるめようとしないのである。どのぐらい労働条件を切り下げるのが適当か（あまり下げすぎれば、退職が多くなりすぎて、将来もし好況期になったとき、波にのりおくれて競争に敗れる）は、労働組合の「協力」とは関係なく、資本の都合で決めてしまうのである。

労働者の要求もまた、資本の都合とは関係なく、労働力の再生産に要する物質的な保障を基にして、たてられなければならない。この点については、社青同を中止とする青年たちの賃金要求討論をつうじて、かなりの学習、討論がなされている。しかし、まだまだ、拡がり方は、十分でない。長い時間をかけた、学習、職場闘争、仲間づくりの積み上げがないと、労働者の意識はそう簡単に変るものではないからである。資本主義的常識の根の深さは、なまやさしいものではない。職場闘争、仲間づくりについては、他の報告にゆずるとして、最後に、不況・赤字宣伝にたいする学習、思想闘争について、若干のべておきたい。

これまで、労働組合が取組む学習活動といえば、年に何回かの「労働講座」が一般的なものであった。その内容は主に、情勢や「〇〇のたたかい方」「□□解説」といった「すぐ役に立つ」ものであり、それが「実践的」な学習だと、みなされてきた。『まなぶ』が

普及し、社青同運動のなかで育った幹部がふえてきたところでは、かなり改善されはいるが、日常的に、古典の学習をすすめているような組合は、まだ多くはない。

ところで、限られた時間内に、「すぐ役に立つ」学習をしようとすれば、基礎をす通りで、戦術（というより小手先きの技術）が多くなるのは、当然である。これでは、労働者の團結は、いつまでたっても強くならない（布石、定石をしつかり身につけないでいくら碁をうつても、上達しないと同じ）。

そして、とくに不況・赤字宣伝のもとで、反合理化闘争、賃金闘争をたたかうには、この科学的社会主义の基礎理論——搾取のしくみを暴き、労働者階級と資本家階級の対立の非和解性を明らかにする理論——が最強の武器となるのである。そしてこの武器は、二度や三度の「講座」では、身につかないものである。日常の学習活動の強化が、とくに重要である。

他方、マルクス主義の基礎理論の学習を、コツコツと重ねてきた者の反省としてあげられるのは、もっと遠慮せずに拝めなければならなかった、ということではないだろうか。古典の学習といえば熱心な活動家が自主的にやるもの（むろん、それが多くなるのは必要なことだが）、と決めてかかり、組合機関のなかでは、あまり積極的には主張しないという傾向が強かったのではないだろうか。「『経済学入門』の学習」といえば、「もつと実践的なものを」とか「協会セクトのおしつけ」といわれるのではないかと遠慮していたのではないだろうか。

主張すれば、批判もできるだろう。だがその批判がでないように、学習活動を自分たちだけでやっていたらどうか。たぶん、両者の亀裂はますます拡がってしまうし、かんじんの組合員大衆は相變らず、資本主義的常識の虜のままである。この状況を変えることが、不況・赤字宣伝のもとで、労働者のたたかいを強めてゆく、大きな力をうみだすだろう。そのため、お互いの努力をつみ重ねよう。

### ■増刊号好評発売中 ■

## 社会党『中期経済政策（第一次試案）』批判の決定版！

増刊号 価格 四〇〇円

『社会通信』では、社会党から「中期経済政策（第一次試案）」が提案されてから、その内容の本質をくり返し問題提起してきました。多くの読者から一冊のパンフにまとめてとの要望が寄せられていました。そこで、社会通信第一一一・一二号の諸論文そして、『出所不明』の反批判への批判とあらたに「社会主義政党にとって政策とは何か」の論文を追加し、増刊号として発行することにしました。『中期経済政策（第一次試案）批判』の決定版ともいえるものです。マルクス・レーニン主義の理解を深める絶好の書です。ぜひ、学習活動にご利用下さい。

## 六、賃金要求と賃金闘争について

— その組織化の一総括 —

### 一、賃金闘争への基本視点

七八春闘は「四年連続で敗北」したと労働運動の内外から宣伝され、あわせて春闘見直し論や終焉論まで飛び出しました。

私たちは、七八春闘以降の春闘が思わしい成果をあげえなかった基本的な要因は、「政府・独占資本・マスコミの一体となつた“ひらき直り”」にも似た猛烈な攻撃——不況・赤字宣伝、大量首切りによる実物教宣、分断とまき込み・弾圧攻撃など——と資本の側の固い結束にたいし、労働者のなかに要求を自粛したりあきらめ・たじろぎの傾向が生まれ、春闘戦線全体として敵の攻撃・固い結束を打ち破る強力な統一闘争態勢——とりわけ“雇用も賃上げも他の労働条件も譲れない”という大衆的意識——をつくり出しえなかつたことにある」と総括しています。

ですから私たちは、春闘再構築の基本方向は、いかに困難であろうとも、強力な統一闘争態勢づくり——日常の職場抵抗を中心とした組織づくり——にこそ求められるべきであり、いたずらに春闘見直しや終焉論を云々することではないとも意思統一しています。

### 二、賃金闘争をどう組織しているか

さて、私たち自治労富山県本部では、さきに述べたような問題意識に立って、この不況下の（猛烈な公務員攻撃に抗して）春闘をたたかってきました。

すなわち、不況・経済危機が深まれば深まるほど、資本と政府は私たちのわずかな経済要求でさえ譲歩を拒否し、すべての犠牲を労働者・勤労国民にしわよせしてくるし、そのためには激しく思想攻撃・組織破壊攻撃もかけてきます。それゆえに、職場組合員のなかに「不況の時期はたたかってもダメだ」、「こんな時期はガマンするしかない」といったあきらめや要求自薦気分が生まれ、たたかいも消極的になる傾向が発生します。

したがってこうした現実の下では第一に要求づくりそのものを重要なたたかいとしてとりくむことが大切だと思います。一人ひとりの組合員が、確實に悪化させられている「生活と職場の実態」を見直し、つき合せる討論を深めるなかで、多くのガマンや切りつめを余儀なくされていることや人間性さえ歪められていることに気付き、そしてその実態にもとづく根拠ある要求と怒りを自覚することになるでしょう。こうした観点から、「生活と職場実態の見直し・つき合せ討論」を最重視してきました。

第二に、情勢といふした討論に対応した学習・教宣活動の強化です。「不況の責任は誰にあるのか」、「賃金とは何か」などの学習や教宣をしたり、日々報道される事象を階級的視点で宣伝すること、あるいは実態討論の内容を刻明にニュースにして発行することなどを強化することを通して、多くの仲間が自らの不満・不安＝要求に確信を深め、「ガマンしていたら今よりもっと悪くなるだけだ」「不況だろうと好況だろうとたかう以外に生活も権利も守れない」といった怒りやたたかいへの確信と決意を高めることができます。

第三に、大衆闘争をいっそう強化することです。実態討論を職場・小グループで、時間をかけ回を重ねて徹底しておこなうことを中心としたながら、早朝ニュース配布や地域への全戸チラシ配布・ポスター掲示、あるいは腕章着用・ステッカー貼着、残業拒否などのとりくみを積極的に企画し、決起集会なども含めて全組合員の参加をかちとついくなかで、大衆のなかに本物の怒りが生まれたたかいのエネルギーとなっていきます。

### 三、たたかいいのなかから

さきにも述べましたとおり、私たちは以上の点を重視して七五春闘以降のたたかいで進めてきました。

その結果、要求面では、（春闘戦列全体の力量の関連で）きわめて不満足な内容を余儀なくされていますが、組織強化の面では、つぎのような成果をあげてきました。

その第一は、別表のように、春闘ヤマ場でのストライキ突入状況が前進し、とくに最高時間帯をたたかいいぬく単組が増えてきたことです。そしてスト参加人員も今年は昨年より約一、〇〇〇名増となりました。

第二は、ストの質の問題ですが、もっとも困難といわれる保育所のストで、事前の住民宣伝の強化も相まって、七八春闘では対象二四単産中一八単産が突入し、なかでも保安要員ゼロが九単組と前進しました。ちなみに七七年・七六年は六単組、七五年は三単組でした。

第三に、私たちは七五春闘からヤマ場直前に一〇、〇〇〇人総決起集会をおこなってきましたが、これも別表のように年々結集人員が増大しています（組合員数は七八春闘時で約一六、三〇〇名で、一〇、〇〇〇人は結集可能最大数と考えています）。

第四に、もっとも重要なことです、この四年間のたたかいの過程で、七五年初頭を基準とした場合、社会党員は今日では約六五%増、党員在籍単組は倍となってきたことです。

春闘スト突入状況		75 春闘						76 春闘						77 春闘						78 春闘					
区分		5月9日 (2時間)	%	4月20日 (2時間)	%	4月20日 (2時間)	%	4月25日 (2時間)	%	4月25日 (2時間)	%	4月25日 (2時間)	%	4月25日 (2時間)	%	4月25日 (2時間)	%	4月25日 (2時間)	%						
2時間	16 単組	53.3	19	単組	63.3	20	単組	64.5	22	単組	71.0														
1時間以上	1.0	35.3	7	23.3	3	9.7	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—						
1時間未満	3	10.0	—	—	3	9.7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—						
時間外等	1	3.3	4	13.3	5	16.1	4	12.9																	
計		30	100	30	100	31	100	31	100																
10,000人 集合		7,000	人	8,500	人	8,700	人	9,200	人																
集合の結果																									

#### 四、賃金要求と賃金闘争

さて、私に与えられた課題は、自治労富山県本部で「賃金要求と賃金闘争」についてどのような整理（集約）をおこなっているかということでした。

結論から申し上げますが、私たちは七八春闘の総括のなかで、つぎのように整理しています。

第一に、「賃金とは何か」についての（理論的）理解を深める教宣・学習活動をさらに強化すること。

第二に、お互いの生活（家庭）実態をしつかり見直し、つき合せ、一人ひとりが「根拠ある切実な要求」をつくること。

第三に、統一要求は単なるアンケートの平均値ではなく、実態討論を徹底するなかで全組合員的理解とエネルギーの結集がはかられる「譲れない要求」にされることが重要であることを。

第四に、要求額マイナス妥結額の差は、彼我の力関係の差として理解し、敵への怒りを高め、つぎのたたかいへさらに力量を高める決意とする必要があること。

これだけを申し上げてもご理解いただけると思いますが、つぎに私たちの問題意識を若干つけ加えてみます。

##### ①賃金論の教宣・学習強化という点について

活動家層のなかでは、「賃金は労働力の再生産費だ」ということは周知されています。そしてまた労働力の生産費とは、「労働者を労働者として維持するために、また労働者を労働者として育てあげるために必要とされる費用である」（マルクス『賃労働と資本』岩波文庫版四五頁）ことや、労働力の価値は、「労働力を生産し、発達させ、維持しきつ永続させるに必要な生活必需品の価値によって決定される」（『賃金・価格および利潤』同六一頁）ことも知られています。

これを大衆的にひらたくいえば、つぎのように要約していくことができるでしょう。

すなわち「賃金とは」、

- (1)労働者本人の労働力の再生産費＝自分の衣食住費。
- (2)労働力の熟練費＝教養や技能の修得費。

- (1)新たな労働力の生産・育成費＝妻子の衣食住費と養育・教育費。
- (2)人間らしく生きるに必要な費用＝文化・娯楽費など。

一の要素が含まれる、と。

したがって、私たちが賃金（引上げ）を要求する場合、各人の生活（家庭）実態に応じてこうした要素を具体的に合算し、そこから家族の現実総収入を差引いて算出することが妥当でしょう。ここではじき出される要求額は、私たちの今日的状態からして、当然大幅

なものとなるでしょう。

しかし、現実に職場組合員が自らの賃金要求を考える場合、こうした点をふまえて算出しているかといえば、その圧倒的多数が感覚的に願望要求の数字をあげ、あるいは猛烈な思想攻撃の前に、「取れそうな見透し要求」を単にアンケートに書いておくだけとなり、極端な場合は「自分よりひどい人もいるから」と要求しない例さえあるといえるでしょう。

だから、組合指導部・活動家は、こうした意識（資本主義的常識）を放置したままではたたかいにならないわけですから、正しい賃金について（資本主義の搾取のシクミも含め）の認識を拡げ深めるための教宣・学習活動を強化しなければならないといえます。

なお、私は賃金の要素のいで「妻子の衣食住費……」と書きましたが、では現実問題として父母や祖父母などの生活費は要求してはいけないのかという疑問が生まれます。私は、「賃金は労働力の再生産費」という点からすれば父母や祖父母の生活費などは本来社会保障費として要求していくべきものと思いますが、日本の貧困な社会保障制度の下での現実問題としては、賃金と社会保障の一面向から要求せざるをえないと思います。

## ②「根拠ある切実な要求づくり」という点について

こうした賃金理論によって要求額がうまくはじき出されたら、それで賃金闘争はうまく前進するかといえば必ずしもそうとはいえません。大衆闘争は、その要求が大衆の実感となりその実現のために自らも種々の行動に参加しようという気分が広範に拡がったときに昂揚することは、私たちの多く経験していることです。

ここで私たちが問題にする賃金要求は、こうした大衆闘争の昂揚を前提した「たたかいの目標要求」です。いいかえれば「これだけはかちとらねばならないし、かちとるぞ」といった切実感とたたかいの決意を含めた要求のことです。

このことは、(二)の項で述べましたように、組合員一人ひとりが自らの「生活と職場の実態」をしっかり見直し、そしてそれを職場の仲間とつき合せる討論を徹底するなかで、そしてまた賃金理論の助けをかりて、固まっていきます。

これまでの賃金要求の決定方式を見ますと、いつも上部から要求指導が示され（その指標も「前年実績+α」か「社会的妥当性」、あるいは「アンケート平均値」のいずれか）、下部での徹底した要求討論が保障・尊重されないまま、指標即要求額となってきた例が多いといえます。そのため組合員大衆のなかでは、「上で決まっているのだから、いまさら……」とか「こんな低い額ではたたかう気もしない」といったシラケ気分を生み出したり、討論を鈍らせる結果となったりしています。

幹部の一定の指導性で指標が示されることは決して誤りではありませんが、それはつねに職場大衆の闘争意欲を引出す内容でなければならないと思います。

私たちのこの四年間の「実態討論」は、いくつかの成果を生み出しています。いくつもの討論会で自分のみじめな生活実態がくやし涙で出され、要求がないという仲間とケンカ

状態の討論が起り、多くの仲間に「誰もが綱渡り同然の生活だ」、「人間性さえ歪められて」いるのが現実だ」という共通の怒りが拡がり、賃金要求だけでなく制度要求や社会変革の必要性までが討論で出されています。そして私たち県本部の今年の賃金要求の集約は、「誰でも三・五万円」となりました。

さらに今年の「実態討論」の成果は、とくに現業労働者の超低賃金にたいする一般職の理解と連帯意識の深まりでした。今年二月の臨時大会では、いちょうに代議員が実感をもつて現業労働者の低賃金改善を最重点にすることや現業評議会の強化を訴えました。ですからこの秋・年末闘争で私たちは現業労働者の低賃金改善や労働条件改善を最重点の一つとしてたたかっていますし、長いあいだ訴えてきた各単組での現業評議会の結成が進みはじめています。

思想攻撃が激しければ激しいほど、私たちは「窮乏化法則」に確信を持ち、「生活と職場実態」討論を徹底し、そのなかで組合員一人ひとりが怒りと闘争意欲に裏打ちされた賃金要求を決めていくことが重要だと思います。これは組合民主主義の徹底ということがであります。

### ③「個人の要求」と「統一要求」について

こうした賃金論の教育・学習活動の強化と「実態討論」にもとづく「根拠ある切実な要求」づくりの徹底などが相まって、大衆の怒りとたたかいへの意欲はかなり高まります。

しかし、ここで個人の要求と統一要求とが問題になります。

個々人の要求額は、それぞれの生活（家庭）の実態にもとづくものである以上、実態の相違によってそれぞれバラバラなものとなります。しかし、私たちがここで問題にしている要求額は、先にも述べたように「たたかいの目標要求」ですから、これが統一されなければたたかいを発展させる力にはなりません。

したがって、個々人のバラバラな要求（もちろんそれはそれなりに尊重されなければなりません）をどこかに統一されなければなりません（平均要求か同一額か最低要求かは別としても）。

この場合に重要なことは、従来のアンケート平均額や上からの統一指標押しつけではなくて、実態討論を深めるなかで要求の平均化をはかることです。こうした努力を経てこそ要求額の違う仲間同士の相互理解が深まり、団結が強化され、闘争へのエネルギーが溢き出てくると思います。

こうした下部での徹底した討論によって、「根拠ある切実な（個々人の）要求」が「絶対譲れない（みんなの）要求」に固まっていくといえるでしょう。こうして「要求と闘争の一体化」が進みます。

### ④（統一）要求額と妥結額の差の見方について

こうして大衆のものとなつた「譲れない要求」は、「取るまでやめない」決意をもつて

たたかわることになります。

しかし、私たちがいかに全力をあげて真剣にたたかっても、今日的な彼我の力関係からして、要求が満額かちとれることを期待することはできません。むしろ要求額と妥結額の差が大きいのが現実です。

そのため一部の幹部のあいだに、要求額マイナス妥結額の差は幹部不信につながるからと、要求額を低めようとする傾向があります。しかしこうした操作は誤りだと思います。なぜなら、要求額を低めてたとえそれが満額かちとれたとしても、大衆の生活苦がそれで解消されるわけではないのですから。かえって幹部の操作に不信が生まれるでしょう。

また、要求額と妥結額の差を単に「力量不足で仕方がない」と放置するも正しくないと思います。

私たちは、要求額と妥結額の差は総資本対総労働の力量の差として認識すること、そして低回答に押えこんできた資本家階級へ改めて怒りを燃やし、その不備やくやしさを組織力量を高めることに向けようと意思統一しています。こうした観点での努力が、その職場その単組の主体的力量を高めることを基礎に、地域共闘の強化や未組織労働者の組織化、最低賃金制確立の必要性の理解につながり、さらには賃金闘争から出発してつぎのようなマルクスの指摘を理解する活動家が生まれることとなると思います。

「労働者階級がこれらの日常闘争の窮屈の効果を誇張して考えることがあってはならぬ。彼等の忘れてならないことは、彼等が「日常闘争において」闘っているのは結果とであってこの結果の原因とではないということ、彼等は下向運動を阻止しているのであってその方に向を変えているのではないということ、彼等は緩和剤を用いているのであって病気を治療しているのではないということ、これである。だから彼等は、資本の絶間ない侵略や市場の変動からたえず生ずるこれらの不可避的なゲリラ戦に没頭してしまってはならない。彼等が理解せねばならぬのは、現在の制度は、彼等に窮乏をおしつけるにも拘わらず、それと同時に、社会の経済的改造に必要な物質的諸条件および社会的諸形態をも生ぜしめるということである。彼等は、『公正な一日の労働にたいする公正な一日の賃銀！』という保守的な標語の代りに『賃銀制度の廃止！』という革命的なスローガンを彼等の旗に書きしるさねばならぬ」（『賃銀・価格および利潤』）。



## 第一五回護憲大会に出席して(一)

1978年12月11日発行

有事立法を頂点とする、一連の政治、司法反動攻撃の嵐のなかで、これに抗する平和と民主主義闘争のセンターである護憲連合は十一月一日から三日間、熊本市で第十五回国民大会を開いた。

全国各県から参加した二、五〇〇名の代表たちは、平和と民主主義の危機ともいすべき今日的情勢をうけとめて、ここ数年の運動の停滞を打ち破り有事立法粉碎のたたかいを全般的に盛り上げようと、かつてなく意欲的に大会にのぞんだ。それは護憲連合の発行した『有事立法』パンフレットが大会までのわずかの期間に五〇万部を突破したこと、各地で共闘会議の組織化や学習・講演会などにとりくんで参加していることからも明らかであった。

大会は、この実践に裏付けられた参加者の積極的な意欲をどうくみ上げ、これ以降の有事立法を頂点とする攻撃への反撃の力として意志統一を深め、組織強化へ結びつけていくのか、大会の課題はまさにこの点にあった。

今大会には平和と民主主義の危機ともいるべき今日的情勢を反映して、自然発生的であるが護憲運動の高揚のきざしをみるとことができた。しかし、にもかかわらず、大会はせっかくの運動発展の芽を引き上げ、方向づける目的意識的な指導もないままにそのエネルギーを霧散させてしまった。今日、この情勢の激化に対応して社会党・総評ブロックの平和と民主主義闘争を発展させるには、こうした弱点を徹底的にえぐり出し、克服することが不可欠の急務である。

### 二

大会が示した欠陥の集中的表現は何よりもまず大会基調に象徴的に表われている。昨静岡大会から今日まで、有事立法策動の公然化という事態のもとで、今大会基調は、なによりもこの策動が生み出される情勢と、この策動の本質について分析し、ここから反撃の方向性が打ち出されなければならなかつた。

ところが何を血迷つたかこともありまするうに大会基調から国際、国内情勢の分析が丸ごとバッサリと切って捨てられてしまっているのである。これは前代未聞といわざるをえない。したがつて当然のことながら有事立法攻撃とのたたかいの方向は、きわめて公式的、スローガン的な取り組みの項目を羅列することになっている。こうした根本的な欠陥は、開会総会とセットされたシンポジウムでの闘争方針の提起「重大な情勢(有事立法の国会上程)には安保を上廻る大動員ストライキをもってたたかう」という内容について、ペネラ

ーの山川曉夫（軍事評論家）氏から、「何か有事立法という法が国会に出されてくるとか、出されたら大動員で、とかいうとらえ方はまったくこの攻撃を認識できていないのではないか」という趣旨の手書きびしい批判をうけるという態を演ずる形で露呈された。

さらに、これと関連して護憲運動の基調・組織問題を討議する基調分科会が昨年からの経過として当然開かれなければならなかつたのに、一方的にこれが抹殺された。この点についてはさすがに福島などから厳しい批判があげられた。多くの困難をかかえながら運動を担い組織強化を追求してきた中心的担い手にとっては「裏切られた」とでもいうべき憤慨と落胆の気持ちを味合わされた。

この間の「形骸化・停滞の克服」の議論は単なる企画の目先を変え、組織いじりをする次元でしか考えられていなかつたといわざるをえない。青年階層別集会の中止もこれと同様の事態であり、育ちつつある会員のたたかいの芽をくみあげ結合していく視点の欠如という指導上の欠陥と共に、組織運営の民主的ルールからいっても、この種の運動体にとっては致命的な事態へ発展しかねない重要な問題である。

### 三

開会総会は、これを簡略化し『憲法と司法をめぐる情勢と私たちの課題』と題するシンポジュームを企画したことには前向きの意欲的試みとして評価できる。このシンポジュームでは、社会党、総評、弁護士、評論家などから提起がされた。飛鳥田委員長はこのなかで「非武装中立の今日的意義」を今日の情勢のもとでのたたかいの核心として提起した。しかし「米ソ対立がソ連軍事力の飛躍的増強によってバランスがくずれ、安保の強化、自衛隊増強、分担の強化が行なわれている」ことを述べた。「ベトナムとソ連基地ができれば中国は完全に海洋を封鎖される」とも……

楨枝総評議長は「今日の不況のもとで、AFL・CIO幹部との会談で、兵器生産、輸出に対する彼らの誤った考え方方にふれ、我国労働運動にもかゝつての昭和恐慌当時、満州事変を就職の機会至来と喜んだ如き風潮がないか」ときわめて核心にふれる提起を行なつた。しかしそれと共に、労働運動の本来の任務として、①労働者の狭義の経済的（改善）闘争、②産業上の問題について発言権をもつこと、③平和と民主主義を守る、という独得の規定をおこない、現状は①にとどまつてゐるから、②、③についてとりくめるよう質的転換をはかるべきだ、との提起をおこなつた。この点についてはあとにふれるがきわめて注目に値する。

二日目の分科会討論では、司法反動の分科会が、当初司法中心の大会としようとしただけに、一定の準備と指導性が發揮された。社会法律文化センターでは大会に向けて『司法反動と国民の権利』なるパンフを作成、今日の司法反動の歴史的背景と本質について調査研究の成果を打ち出した。

(つづく)